2

「武士」の行方(その①)明治維新後における
… ついて取り上げ 報』88号 平成5
(幕末)の行政官で、目付、長崎奉行、南政六年〈一八五九〉)は、江戸時代末期筒井政憲(安永六年〈一七七八〉~安
)には、日本(江戸、大目付を歴任し、
ある。として「日露和親条約」を結んだ人物で
家道跡の消失
後の筒井家についても触れた。福住健吉ところで、この私にすいてに西見てき
年(二九三
能上人より聞いた話を紹介している。憲の墓参を行った際、当時の住職及川眞
は寺の門を入ってすぐ右にあり、大きなそれによると、かつての筒井家の墓地
こいう。 ハハス、こつ甚所は月台ユ月 敷地を構える常圓寺第一の墓碑であった
八七二)に遺族が大方売り払ってし
、
偏という南町奉行与力が献納した一対の治の年号の入った題目塔 蜂屋新五郎昌
仕新宿区の史跡に指定されている墓所で石燈籠だけが残されたという。これが現
める。

る。

昭和十七年>) 守と福住順賀」〈『熊谷郷土会誌』七号 てしまったという。(福住健吉「筒井伊賀 具屋にいくらかの金銭と引き替えに渡し の重い」政憲の位牌を、従ってきた古道 言って悠々と位牌堂に押し入り、「金箔 称した旗本風の男が「許せ」と一言だけ 憲には、二人の子息がいたようである。 明治新政府下での旗本 また、 安政六年(一八五九)に没した筒井政 明治初年頃には、 政憲の遺族と

督は一方の兄弟が継承したものと思われ いう平曲家(平家琵琶奏者)となった。家 うち一人は先天的な盲目で、福住順賀と

同井肥前守政憲

現在、	本堂に	ニ祀られ	ている	政憲の位	と牌。	明治4年
6月の	法要の)折に造	られた	ものを、	刻ま	れていた
銘を再	刻して	7平成10)年に新	新たに造	り直	した。

軍に明け渡され、徳川幕府は終焉を迎え慶応四年(一八六八)、江戸城が新政府	すべて消滅した。家禄とは、本来主君かもって大名領地や所領といわれるものは
じられるとともに、徳川家の家臣であった。待川家の家菅に賜和十一名のみれま	が廃されその関係がなくなることは、家
日新政府に帰順	禄も消滅することを意味するが、旧大名
^仲 農・帰商、のいずれか	後も新政府が引き受けることになった。
を迫られることとなる。その内、朝臣と	しかし、その負担には当時の政府の歳
平 二 八六	入の三分の一が費やされており、ついに
十二月の布告により、その所領が新たな	は明治九年(一八七六年)八月、家禄制
行政府である府県に収公され、現米支給	は完全廃止となった。この「秩禄処分」
に切り替えられた。これにより、自ら年	により、旧旗本家のみならず、旧大名家・
貢を差配できる領地を持つ旗本は消滅し、	旧藩士というだけで家禄が支給されると
その支給額も明治政府による財政改革	いう時代ではなくなるのである。江戸幕
(禄制改革)により減らされていった。	府下でその身分によって生活を保障され
今回、筒井家の動向を明らかにするこ	ーカ
家にとっても、その生舌と家の存続に大していてきただ、ナオー肪としても、その生活を読んです。	実業家、賃金労動者、豊家、文化人、聖 るそネい政治家、管枪、おそネい国
きな転換を迫られたことは間違いなかろ	して、中には無
う。遺族による墓所の売却は、明治五年	しつつも自らの力で日々の糧を得なけれ
(一八七二)という時期からみて、筒井家	ばならなくなったのである。
のおかれた立場の変化と無関係では	
	眞能上人の話によると、筒井家とは政
●明治政府	憲の孫にあたる筒井霜次郎という人と季
	節の手紙のやりとりをしていた。しかし
ともない、	大正十三年(一九二四)九月の関東大震
た。その際	災の後、その行方がわからなくなってし
都両府合わせて二万人あったと	まったという。霜次郎氏は内務省に勤務
	し、老後は華道、茶の湯の師匠をして、
10 て扶助金が支給されたという。一方、	
	維新後の激動の中、旗本をはじめ「武士」
て藩士の家禄の削減が断行さ	と呼ばれた人々は、新たな生活の道を模
	索していくこととなったが、江戸幕府の
置県によって、江戸幕府開府	高官を祖父にもつ霜次郎氏の生活も同様
続してきた藩が	であったろう。

